

令和4年度 下松市奨学生 募集

貸与奨学金

申請資格

- 本科1～4年生，専攻科1年生。本科5年生は専攻科進学予定者。
- 保護者が下松市内に住所を有している者
- ほかの奨学金及び授業料減免等を受けない者
- 経済的理由により就学が困難である者
- 下松市長が適当と認める連帯保証人を2名有する者

奨学金貸与額

月額：15,000 円（高等専門学校在学者）

提出書類

- ① 奨学金貸付申請書
 - ② 推薦書
 - ③ 成績証明書
 - ④ 本人及び保護者の住民票（世帯全員）の写し（続柄が記載されたもの）
 - ⑤ 保護者の令和3年度所得・課税証明書
- ※下松市に住所がある方は「住民情報・税情報確認承諾書」の提出に代えることができます

申請先

下松市教育委員会教育総務課（下松市役所5階④番窓口）

※本人が直接申請書類を提出

申請書類の配付

申請を希望する場合は，12月10日（金）までに学生課学生係へ申し出てください。
申請書類を配付します。

令和4年度 下松市奨学生募集要項

1 趣旨

下松市奨学金制度は、向学心に燃え、人物、学業が優秀でありながら、経済的理由により就学が困難な方に、学業に必要な資金を貸し付けることを目的としています。

2 奨学生の資格

以下の条件を全て満たす者

- (1) 高等学校、大学若しくは高等専門学校又は専修学校のうち修業年限が2年以上の高等課程又は専門課程に在学する者（来年度進学予定者を含む。）※1
- (2) 保護者が市内に住所を有している者
- (3) ほかの奨学金及び授業料減免等を受けない者
- (4) 経済的理由により就学が困難である者
- (5) 市長が適当と認める連帯保証人を2人有する者 ※2

※1 「高等学校、大学若しくは高等専門学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校が対象です。
また、「専修学校」とは、学校教育法第124条に規定する学校で、修業年限が2年以上の高等課程又は専門課程が対象です。

※2 原則として、連帯保証人のうち1人は、父母兄弟又はこれに代わる方であり、他の1名は、これら以外の方である必要があります。

3 申請期間・申請書類

○申請期間：令和3年11月1日（月）～令和3年12月27日（月）

○申請に必要な書類

- (1) 奨学金貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 学校長の推薦書（別記様式第2号）※1
- (3) 学校長の発行する成績証明書（各学校の様式）※1
- (4) 本人及び保護者の住民票（世帯全員）の写し（続柄が記載されたもの）※2
- (5) 市町村の長が発行する保護者の令和3年度所得・課税証明書 ※2

（令和2年中（令和2年1月～令和2年12月分）の所得額と令和3年度の課税額が記載されたもの。所得がない場合でも証明書が必要です。）

※1 (2)、(3)について

現在1年生で在学中の貸与を希望される方は、卒業された学校(高校(高専含む)1年生の場合は中学校、大学(短大・専門学校含む)1年生の場合は高校)に記入・発行を依頼してください。

※2 (4)、(5)について

下松市に住所のある方は「住民情報・税情報確認承諾書」の提出にかえることができます。

(5)については、令和3年1月1日現在で下松市に住所がある方のみです。

4 奨学金の貸付金額

区分	月額
高等学校又は専修学校の高等課程に在学する者	15,000円
高等専門学校に在学する者	15,000円
大学（短期大学を含む。）又は専修学校の専門課程に在学する者	35,000円

5 奨学生の決定

下松市奨学金審議会の選考を経て決定し、結果を申請者に通知します。

6 奨学生決定者の提出書類

奨学生の決定を受けた場合は、指定する期日までに次の書類を提出する必要があります。

- (1) 誓約書（別記様式第4号）
- (2) 連帯保証人の住民票の写し、市町村民税納税証明書及び印鑑登録証明書
※市町村民税の滞納がある方及び未成年者は、連帯保証人として認められません。

7 奨学金の貸付方法

毎年度5月と9月にそれぞれ半年分の金額を、奨学生名義の口座に振り込みます。

8 奨学金貸付けの停止

休学したときは、その期間中の貸付けを停止します。

9 奨学金貸付けの取消し

次のいずれかに該当するときは、奨学生の決定を取り消します。

- (1) 2に記載する資格を失ったとき。
- (2) 疾病等により卒業の見込みがなくなったとき。
- (3) 市長が奨学生として適当ではないと認めたとき。

10 奨学金の償還方法

貸付けを受けた奨学金は、以下により償還しなければなりません。

「据置期間」貸付けを受けて修学した学校の卒業後6箇月間

※ただし、貸付けを取り消された場合等は、その翌月から償還を開始することとなります。

「償還額」高校、高専、専修学校の高等課程＝月額 6,000円

大学、専修学校の専門課程 ＝月額14,000円

「償還方法」毎月末日までに、口座振込又は金融機関の窓口で納付

11 奨学生の義務

次のときは、速やかに届け出てください。

- (1) 奨学生に、休学、復学、転学、退学、転居、改姓、ほかの奨学金を受けるようになった等の異動があるとき。
- (2) 連帯保証人に関する変更があるとき。

12 その他

下松市奨学金は、下松市奨学金貸付基金条例及び関連規程により貸付け、償還等が実施されます。詳細につきましてご不明な点はお問い合わせください。

13 お問い合わせ・申請書類の提出先

下松市教育委員会 教育総務課（下松市役所5階④番窓口） TEL：0833-45-1866

〒744-8585 下松市大手町3-3-3

※申請書類を郵送する際は、封筒に「奨学金貸付申請書類在中」と記載してお送りください。